

「財形年金預金規定」新旧対照表

下線部が変更箇所

現行	改正後
<u><新設></u>	<u>1. (反社会的勢力との取引謝絶)</u> <u>この預金は、次の各項のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各項の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</u> <u>また、次の各項の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。これにより、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、財形年金預金契約の証を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u> <u>(1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>(2) 預金者が、次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難</u>

現行	改正後
<u><新設></u> <u>1. (預入れの方法等)</u> (1) <u>財形年金預金(以下「この預金」といいます。)</u>は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。	<u>されるべき関係を有すること</u> <u>(3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A. 暴力的な要求行為</u> <u>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u> <u>E. その他前各号に準ずる行為</u> <u>2. (取引の制限等)</u> <u>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u> <u>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u> <u>3. (預入れの方法等)</u> (1) <u>この預金は、</u>勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。

現行	改正後
(2)～(3) <省略> (4) この預金については、通帳の発行にかえ、<u><追加></u>預入れの残高を年1回以上書面により通知します。 <u>2.</u> (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) <省略> (2) <u>前記1.</u>による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。 (3)～(4) <省略> <u>3.</u> (分割、支払方法) (1) <省略> ① <省略> ② 年金計算基本額から<u>前記①</u>により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。 ③ <省略> (2) 定期預金(継続口)は、満期日に<u>前記(1)</u>に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、<u>前記(1)</u>に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。 (3) <省略> <u>4.</u> (利 息) (1) <省略>	(2)～(3) <省略> (4) この預金については、通帳の発行にかえ、<u>財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)</u>を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。 <u>4.</u> (預金の種類、とりまとめ継続方法) (1) <省略> (2) <u>第3条</u>による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。 (3)～(4) <省略> <u>5.</u> (分割、支払方法) (1) <省略> ① <省略> ② 年金計算基本額から<u>前号</u>により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これを「定期預金(継続口)」といいます。)を作成します。 ③ <省略> (2) 定期預金(継続口)は、満期日に<u>前項</u>に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、<u>前項</u>に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。 (3) <省略> <u>6.</u> (利 息) (1) <省略>

現行	改正後
① ～ ② <省略> ③ <u>前記①②</u>の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。 (2) <省略> (3) <u>当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u> ① <省略> ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)<u><追加></u> A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………<u>前記(1)②</u>の適用利率×50% (4) <省略> <u>5. (預金の解約)</u> <u><新設></u> <u>やむをえない事由により、この預金を前記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金契約の証(以下「契約の証」といいます。))とともに当店へ提出してください。</u> この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 <u><新設></u> <u>6. (退職時等の支払)</u> 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金	① ～ ② <省略> ③ <u>前2号</u>の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。 (2) <省略> (3) <u>この預金を第7条第1項より満期日前に解約する場合および第1条により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</u> ① <省略> ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)<u>によって計算します。</u> A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満……………<u>第1項第2号</u>の適用利率×50% (4) <省略> <u>7. (預金の解約)</u> <u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u> <u>(2) 前項により、当金庫がやむを得ないと認め、第5条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。</u> この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。 <u>(3) 前項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。</u> <u>8. (退職時等の支払)</u> 最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金

現行	改正後
は、<u>前記 2. および前記 3.</u>にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、<u>前記 5.</u>と同様の手続をとってください。 ① ～ ② <省略> <u>7.</u> (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い) <省略> <u>8.</u> (最終預入日等の変更) <省略> <u>9.</u> (支払開始日以後の支払回数の変更) <省略> <u>10.</u> (届出事項の変更、契約の証の再発行) (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u><追加></u>当金庫は責任を負いません。 (2) <省略> <u><新設></u> <u><新設></u> <u>11.</u> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって<u>成年後見人等</u>の氏名その他必要な事項を届出てください。 <u><追加></u>	は、<u>第 4 条および第 5 条</u>にかかわらず次により取扱い、退職等の事由の生じた日の 1 年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、<u>前条</u>と同様の手続をとってください。 ① ～ ② <省略> <u>9.</u> (据置期間中の金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い) <省略> <u>10.</u> (最終預入日等の変更) <省略> <u>11.</u> (支払開始日以後の支払回数の変更) <省略> <u>12.</u> (届出事項の変更、契約の証の再発行) (1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、<u>当金庫に過失がある場合を除き</u>、当金庫は責任を負いません。 (2) <省略> <u>(3) この契約の証を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料を支払ってください。</u> <u>(4) この預金の開設、届出事項の変更、この契約の証の再発行、その他これらに準ずる手続きの際には、当金庫は、法令で定める本人確認、その他の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により届出てください。</u> <u>13.</u> (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって<u>成年後見人その他の法定代理人の</u>氏名その他必要な事項を届出てください。 <u>預金者の成年後見人その他の法定代理人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u>

現行	改正後
(2)～(5)　＜省略＞ <u>12.</u>　(印鑑照合) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>＜追加＞</u> <u>＜新設＞</u>	(2)～(5)　＜省略＞ <u>14.</u>　(印鑑照合) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u> <u>15. (盗取された契約の証を用いて行われた解約による払戻し等)</u> <u>(1) 盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</u> <u>① 契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</u> <u>② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</u> <u>③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</u> <u>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</u> <u>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</u>

現行	改正後
13. （譲渡、質入れの禁止） （１）～（２）　＜省略＞ 14. （契約の証の有効期限）	<u>（３）前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取された日（契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて不正な解約による払戻しが行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</u> <u>（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u> <u>①　当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u> <u> Ａ　当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u> <u> Ｂ　預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u> <u> Ｃ　預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u> <u>②　契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたはこれに付随して行われたこと</u> <u>（５）当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。</u> <u>（６）当金庫が第２項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u> <u>（７）当金庫が第２項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u> 16. （譲渡、質入れの禁止） （１）～（２）　＜省略＞ 17. （契約の証の有効期限）

現行	改正後
<省略> <u>15.</u> （保険事故発生時における預金者からの相殺） （１）<省略> （２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>契約の証は届出印を押印して</u>直ちに当店に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② ～ ③ <省略> （３）～（５） <省略> <u><新設></u> <u><新設></u> 以 上 <u><新設></u>	<省略> <u>18.</u> （保険事故発生時における預金者からの相殺） （１）<省略> （２）前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに</u>直ちに当店に提出してください。 ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。 ② ～ ③ <省略> （３）～（５） <省略> <u>19.（通知等）</u> <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> <u>20.（規定の変更）</u> <u>（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当に事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 以 上 <u>2026年8月17日</u>